

別表第4の少年サポートセンターの項中「警視」を「警部」に改め、同表のサイバー犯罪対策室の項を削る。

附 則

この規則は、令和2年3月19日から施行する。

警務課

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年3月5日

長野県公安委員会委員長 山浦悦子

長野県公安委員会規則第3号

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則（昭和35年長野県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表中 「

78	117	408	277	144	1,024	287
----	-----	-----	-----	-----	-------	-----

」 を

「

76	121	407	281	140	1,025	286
----	-----	-----	-----	-----	-------	-----

」 に、

「

41	134	585	760	775	2,295	158
----	-----	-----	-----	-----	-------	-----

」 を

「

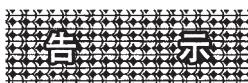
43	130	586	756	779	2,294	159
----	-----	-----	-----	-----	-------	-----

」 に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

警務課



長野県告示第81号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

令和2年3月5日

長野県知事 阿部守一

1 起業者の名称

阿南町

2 事業の種類

障がい者支援施設阿南学園整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

長野県下伊那郡阿南町北條地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号要件（収用適格事業）

障がい者支援施設阿南学園整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第23号に掲げる社会福祉法による社会福祉事業の用に供する施設に該当することから、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号要件（起業者の意思と能力）

本件事業の起業者である阿南町は、事業遂行について必要な財源措置を講じておらず、本件事業を遂行するための充分な意思と能力を有していると認められることから、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号要件（事業計画の公益性）

ア 本件事業の施行により得られる利益

障がい者支援施設阿南学園は、現在の施設が建設されてから40年余が経過し、施設の老朽化が進行していることに加え、建築基準法の旧耐震基準による建物で現行の耐震基準にも適合していない。また、消防法で設置が義務付けられているスプリンクラー設備も未設置であり、古い施設設計であることから高齢化する施設利用者にとって利便性が悪いものとなっている。

現在の敷地も、その一部が土砂災害警戒区域に指定されており、施設利用者の安全性の面からも支障がある。

本件事業は、これらの課題を解決するため、新たに適正な規模の用地を確保し、障がい者支援施設の移転、整備を図るものである。

本件事業の実施により、施設の老朽化の解消、耐震・耐火性の向上、施設利用者の安全性の確保が図られるとともに、施設のバリアフリー化等による施設利用者の利便性の向上が期待される。

以上のことから、本件事業の施行により得られる利益は、

相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益

本件事業に係る起業地（以下「本件起業地」という。）は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により保護のため特別の措置を講ずべき文化財及び動植物は見受けられない。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件起業地については、周辺環境等から選定された2つの候補地を、社会的、技術的及び経済的観点から総合的に比較検討した結果、最も合理的であると認められる。

エ 比較衡量

以上のことから、本件事業の施行により得られる利益と、本件事業の施行により失われる利益とを比較衡量した結果、前者が優越すると認められるため、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件（土地を収用する公益上の必要性）

ア 本件事業を早期に施行する必要性

(3)のアのとおり、障がい者支援施設阿南学園は、施設の老朽化や、建物が現行の耐震基準に適合していないなど、利用者の安全性の確保の面で支障があり、その解消が喫緊の課題であることから、本件事業は早期に施行されるべき事業と認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件起業地の範囲は、本件事業のために必要な面積に限定されており、適正かつ合理的な規模であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

阿南町役場総務課

総合政策課

長野県告示第82号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

令和2年3月5日

長野県知事 阿部 守一

名称	所在地	認定の有効期限
佐久穂町立千曲病院	南佐久郡佐久穂町大字高野町328	令和5年3月19日
佐久市立国保浅間総合病院	佐久市岩村田1862-1	令和5年3月31日

医療推進課

長野県告示第83号

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項及び美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項に規定する管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定します。

令和2年3月5日

長野県知事 阿部 守一

1 講習会の主催者の名称及び住所

公益財団法人 理容師美容師試験研修センター

理事長 上原至雅

東京都江東区有明3丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階

2 講習会の開催日

令和2年6月16日（火）～6月23日（火）

3 講習会場の名称及び所在地

長野バスター・ミナル会館

長野市中御所岡田178-2

4 受講料

1万6,000円

食品・生活衛生課

長野県告示第84号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和2年3月5日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下伊那郡高森町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、高森町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

高森町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、高森町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び高森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第85号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和2年3月5日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下伊那郡天龍村（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

天龍村（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び天龍村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第86号

国土交通省北陸地方整備局松本砂防事務所長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和2年3月5日

長野県知事 阿部守一

1 作業種類

基準点測量

2 作業期間

令和元年8月21日から令和2年1月31日まで

3 作業地域

北安曇郡白馬村

建設政策課

長野県告示第87号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県伊那建設事務所及び宮田村役場に備え置きます。

令和2年3月5日

長野県知事 阿部守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
つつじが丘	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱10号までを順次結んだ線及び標柱10号と標柱1号を結んだ線に囲まれた土地の区域。	上伊那郡宮田村	"		5749番3 5748番1 5750番2 5987番4 5986番1 5750番8 5750番17 5750番20	1号 2号 3号、4号及び5号 6号 7号 8号 9号 10号

砂防課



公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和2年3月5日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画の種類及び名称

上田都市計画公園 2・2・6号 城下公園

2 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課及び上田市役所

都市・まちづくり課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

令和2年3月5日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画事業の種類及び名称

松本都市計画道路事業 3・2・43号内環状南線

2 施行者の名称

長野県

3 事務所の所在地

松本建設事務所(松本市大字島立1020)

4 事業地の所在

(1) 収用の部分